

芽室町新嵐山スカイパーク 指定管理者基本協定書（案）

芽室町（以下「発注者」という。）と指定管理者●● ●●●（以下「受託者」という。）とは、令和●年芽室町告示第●号による指定管理者の指定に基づく指定管理業務について、芽室町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）第8条の規定により、次のとおり協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 基本協定は、発注者と受託者とが相互に協力し、指定管理業務を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性の尊重）

第2条 受託者は、芽室町新嵐山スカイパーク（以下「新嵐山」という。）の設置目的、指定管理者の能力を活用して住民サービスの向上と管理経費の縮減を図るとする指定の意義、及び施設管理業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

（基本協定以外の規定の適用関係）

第3条 基本協定、当該業務年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）、指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）の規定及び受託者の応募提案書（以下「提案書」という。）の間に矛盾、齟齬がある場合、基本協定、年度協定、募集要項、仕様書、提案書の順に解釈を優先する。

2 前項の規定にかかわらず、提案書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準を優先する。

（信義則）

第4条 発注者及び受託者は、信義を重んじ、誠実に基本協定を履行しなければならない。

(指定期間)

第5条 新嵐山における指定管理者の指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(会計年度)

第6条 当該管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、独立した区分経理を行わなければならない。

第2章 業務の範囲と実施

(指定管理業務)

第7条 発注者は、芽室町国民宿舎等の設置及び管理運営に関する条例（以下「管理条例」という。）第5条の規定に基づき、次に掲げる業務を受託者に行わせる。

- (1) 宿舎等の管理及び運営業務
- (2) 管理条例第7条の利用許可
- (3) 利用料金の收受
- (4) 上記業務に付随する業務
- (5) その他町長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、芽室町新嵐山スカイパーク指定管理業務仕様書に定めるとおりとする。

(管理の基準)

第8条 受託者は、基本協定、年度協定、管理条例並びに関係法令等のほか、募集要項、仕様書及び提案書に従い、指定管理業務を実施しなければならない。

2 受託者は、管理条例第6条に規定する管理基準を変更しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。

(委託等の禁止)

第9条 受託者は、指定管理業務の執行にあたり、当該業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合、当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

2 受託者は、前項により業務の一部を委託、又は請け負わせる場合、受託者の委託者との間で当基本協定書に準じて発注者の承認を得た契約書等を取り交わし、発注者に、その写しを提出しなければならない。

- 3 受託者は、受託者の委託者が業務の全部又は一部を再委託することをさせてはならない。
- 4 受託者が当該業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて受託者の責任及び費用において行うものとし、当該業務に関して受託者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、受託者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、受託者が負担する。

(施設の維持補修等)

第10条 指定管理業務に係る施設の大規模な改築、維持補修等及び備品の取得は、原則として発注者と受託者が協議のうえ行うものとする。ただし、発注者の承認を受け 1 件 60 万円未満の施設の維持補修等については、発注者が支払う委託料の範囲内において受託者が行うものとする。

(環境への配慮)

第11条 受託者は、指定管理業務の執行にあたり、次のとおり環境への配慮に留意しなければならない。

- (1) 電気、ガス、重油、灯油、ガソリン、軽油、水等の使用量削減に向けた取り組みを進め、省エネルギーの徹底と二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理を図ること。
- (2) 資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。

(緊急時の対応)

第12条 指定期間中、当該業務の実施に関する事故や災害等の緊急事態が発生した場合、受託者は速やかに必要な措置を講じるとともに、発注者を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、受託者は発注者と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(個人情報の保護等)

第13条 受託者は、指定管理業務を実施するための個人情報の取扱いについては、手続条例第 14 条及び芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を遵守しなければならない。

(情報の公開)

第14条 受託者は、法人等の基本方針、財務状況並びに自己が保有管理する公の施設に関する文書について、茅室町情報公開条例の規定を遵守し、積極的に情報の公開に努めなければならない。

(秘密の保持)

第15条 受託者は、指定管理業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは第25条の規定により指定を取消し後においても、同様とする。

第3章 施設、設備及び財産の扱い

(施設、設備の使用)

第16条 受託者は、指定管理業務の執行にあたり、発注者の所有に属する新嵐山の施設、設備及び物品を無償で使用することができる。

(財産の管理)

第17条 受託者は、指定管理業務に係る発注者の財産を善良な管理者の注意を持って管理し、当該業務の運営に使用しなければならない。

- 2 受託者は、発注者が支払う対価によって受託者が取得した備品については速やかに財産台帳に登載し、その状況を明らかにしておかなければならない。
- 3 受託者は、指定管理業務に係る発注者の財産を指定管理業務運営の目的以外に使用してはならない。ただし、発注者の承認を受けたときは、この限りでない。
- 4 受託者は、指定管理業務に係る発注者の財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、発注者の承認を受けたときは、この限りでない。
- 5 受託者は、天災地変その他の事故により新嵐山に係る発注者の財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を発注者に報告しなければならない。

第4章 業務実施に係る報告等

(業務計画書)

第18条 受託者は、毎年度終了前30日以内に、翌年度（第5条に規定する指定期間に限る。）の業務計画書を発注者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、業務計画書を変更しようとするときは、発注者との協議により決定をしなければならない。

(定期報告)

第 19 条 受託者は、毎月 10 日までに、前月の指定管理業務に関する実施状況報告書を、発注者に提出しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第 20 条 受託者は、手続条例第 13 条の規定に基づき、毎年度終了後 30 日以内にその管理する公の施設に関する次の事項を記載した事業報告書(茅室町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に定める第 5 号様式)を作成し、発注者に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況並びに利用拒否等の件数及びその理由
- (3) 使用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他町長が別に定める事項

2 受託者は、収支に関する帳票その他指定管理業務に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、発注者が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

3 受託者は、指定管理業務の実施に当たり、事故が生じたときは、受託者の責に帰すべき理由によると否とを問わず、遅滞なく発注者にその状況を報告しなければならない。

4 受託者は、発注者が第 25 条の規定により年度途中において指定管理者の指定を取消した場合には、指定が取り消された日から 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を発注者に提出しなければならない。

(業務状況の聴取等)

第 21 条 発注者は、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づき、新嵐山の管理の適正を期するために、受託者に対して、管理業務または経理状況に関し、定期及び必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、必要な指示をすることができる。

2 受託者は、前項に定める指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第5章 指定管理委託料及び利用料

(指定管理委託料の支払い)

第22条 発注者は、指定管理業務実施の対価として、受託者に対して指定管理委託料を支払う。

2 発注者が受託者に対して支払う指定管理委託料の詳細については、別に「年度協定」を締結する。

(利用料)

第23条 利用者が納付する利用料は発注者の収入とする。

(収益)

第24条 自主事業の実施により収益を得た場合、その収益は受託者に帰属する。

第6章 指定の取消し

(指定の停止及び取消し)

第25条 発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、手続条例第10条第1項の規定により、指定の取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 受託者が第19条、第20条又は第21条の規定による報告の求め、又は調査に応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を妨げたとき。

(2) 受託者が第21条の規定による指示に従わないとき。

(3) 受託者が労働基準法等の関係法令、関係条例及び関係規則又は基本協定及び年度協定の規定に違反したとき。

(4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、発注者における一般競争入札等の参加を制限されている者。

イ 会社更生法、民事再生法等に基づき更正又は更正手続きをしている者。

ウ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条(同条を準用する場合を含む。)又は同法第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者。

エ 国税及び地方税を滞納している者。

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものに統制されたとき。

(5) 受託者の経営状況の悪化等により、指定管理者を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

(6) 受託者が組織的な違法行為を行った場合等、受託者に指定管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不適当と判断されるとき。

(7) その他、受託者に指定管理業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、受託者に損害・損失や増加費用が生じても、発注者はその賠償の責めを負わない。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償)

第26条 受託者は、指定管理業務の執行にあたり、自己の責に帰すべき事由により発注者発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、手続条例第10条の規定により指定の取消しをされた場合において、発注者に損失が生じたときは、その損失を補填しなければならない。

3 前2項の場合において、発注者が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(第三者の損害の負担)

第27条 受託者は、指定管理業務の執行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じたときは、その賠償の責めを負うものとし、損害は発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者が負担する。

2 受託者は、受託者が行う新嵐山の管理に瑕疵があったことにより、利用者その他の第三者に損害が生じたときは、その賠償の責めを負うものとし、損害は発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者が負担する。

3 受託者は、別表に定めた車両を業務遂行のために受託者が使用した際に利用者その他の第三者に与えた損害は、発注者が加入する保険等により補償する。ただし、損害が発注者の加入する保険等で補償できない場合は、発注者と受託者が協議のうえ補償する。また、受託者の故意又は重大な過失により利用者その他の第

三者に与えた損害は、受託者の負担とする。

(不可抗力発生時の対応)

第28条 地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等の天災、戦争、テロ、暴動等の人災、法令変更、及びその他発注者及び受託者の責めに帰すことのできない事由（以下「不可抗力」という。）が発生した場合、受託者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第29条 不可抗力の発生に起因して受託者に損害・損失や増加費用が発生した場合、受託者は、その内容や程度の詳細を記載した書面を持って発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で受託者と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定する。
- 3 不可抗力の発生に起因して発注者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については発注者が負担する。

第8章 指定期間の満了

(指定管理業務の引継ぎ)

第30条 受託者は、指定管理者の指定期間が満了後、若しくは第25条の規定により指定を取消し後において、新嵐山の管理が遅滞なく円滑に実施されるよう、発注者又は発注者の指定するものに対して業務の引継ぎを行わなければならない。

(原状回復義務)

第31条 受託者は、第5条に定める指定期間が満了したとき、又は第25条の規定により指定を取り消されたときは、当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

第9章 その他

(権利譲渡の禁止)

第32条 受託者は、基本協定を締結したことにより生じる権利義務を第三者に承継させ、若しくは譲渡し、又は担保に供してはならない。

(連絡調整会の開催)

第33条 発注者と受託者は、指定管理業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会を定期に開催する。

2 連絡調整会は、受託者の主催により開催し、細目については発注者との協議により別に定める設置要綱によるものとする。

(基本協定の変更)

第34条 指定管理業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したときは、発注者と受託者の協議により基本協定の規定を変更することができる。

(疑義等の解決)

第35条 基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、発注者と受託者とは誠意をもって協議を行い、これを決定する。

(受託者の委託者への適用)

第36条 第2条及び第11条から第15条の規定は、受託者が第9条の規定に基づき、当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合の受託者の委託者にも準用する。

発注者と受託者とは、この基本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名

押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

河西郡芽室町東2条2丁目14番地

発注者　芽室町

芽室町長　手　島　　旭

●●●

受託主　●●●

●●●

別表（第27条関係）

車両名	車名	登録番号	年式	備考
嵐山ワゴン	ハイエース	帯広 300 な 2964	H27	
嵐山ワゴン	ハイエース	帯広 33 た 1632	H9	場内利用のみ
中型バス嵐山	ヒノ	帯広 22 た 214	H4	場内利用のみ
マイクロバス	ヒノ	帯広 200 さ 568	R3	
圧雪車		DF350 4855DE-5063	H28	
圧雪車		DF350 4855DE-5069	H29	
人工降雪機		909037-176	H2	No.4
人工降雪機		939044-052	H5	No.5
人工降雪機		069069-051	H18	No.6
人工降雪機		119090-001	H23	No.7
人工降雪機		189110-018	H30	No.8
スノーモービル		YH2SLDHA7HR000832	H28	
スノーモービル		RS-1000 JYE8GS000CA020509	H23	
小型ダンプ	いすゞ 1.5t	帯広 45 す 9435	H5	
大型ショベル	T C M	帯広 00 ろ 895	H4	